

紀美野町第3回定例会会議録

令和2年9月15日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和2年9月15日（火）午前9時00分開議

- |     |  |
|-----|--|
| 第 1 | 一般質問   |
| 第 2 | 議案第72号 令和元年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について              |
| 第 3 | 議案第73号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 第 4 | 議案第74号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 第 5 | 議案第75号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第 6 | 議案第76号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第 7 | 議案第77号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第78号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 第 9 | 議案第79号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第10 | 議案第80号 令和元年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について     |
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
------	----

1 番 桐 山 尚 己 君  
3 番 藤 井 基 彰 君  
4 番 上 柏 皖 亮 君  
5 番 七良浴 光 君  
6 番 田 代 哲 郎 君  
8 番 北 道 勝 彦 君  
9 番 向井中 洋 二 君  
1 0 番 美 野 勝 男 君  
1 1 番 美 濃 良 和 君  
1 2 番 伊 都 堅 仁 君

---

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君  
7 番 西 口 優 君

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	坂 昌 美 君

水道課長 長生 正信 君  
まちづくり課長 山本 訓永 君  
美里支所長 (山本 訓永) 君  
代表監査委員 菊本 邦夫 君

---

○欠席したもの

なし

---

○出席事務局職員

事務局長 中谷 昌弘 君  
次長 井戸向 朋紀 君

## 開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員及び西口議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

（午前 9時00分）

---

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は6人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） おはようございます。

まず、先般の台風9号及び10号によりお亡くなりになった方々に心より哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた全ての方々にお見舞い申し上げ、そして、行方不明の方々が一日も早く発見されることを心よりお祈り申し上げます。

では、3月議会の一般質問に引き続き、紀美野町の危機管理について質問いたします。以下3点についてお聞きいたします。1点目、官製談合事件について。2点目、新型コロナウイルス対策について。3点目、河川の氾濫防止対策についてであります。

1点目の官製談合事件については、既に被告2名に対し本年7月8日に有罪判決が下されるとともに、両被告ともに罪状を認め、罪が確定しております。本事件は紀美野町全体のイメージを大きく傷つけることとなり、我々は信頼回復、イメージ回復に向けて全町を挙げて取り組んでいかなければなりません。その第一歩が事件の全容解明と原因究明、さらには再発防止策の策定ということになるわけですが、今般、原因究明と再発防止策の策定が完了したとのことで、議会にも全員協議会の場で御報告いただきました。

ここで改めて、町民の皆さんにも納得いくよう、その経緯と内容についての説明を求めます。

2点目は、新型コロナウイルス対策についてです。

日本国内でこの感染症の事例が初めて報告されたのが本年1月中旬。その後、和歌山県でも2月中旬に初めての感染者が見つかり、紀美野町でも感染防止に向けた様々な取組をしてきていただいております。当初は、マスクの確保がままならないなど苦しい状況にあったわけですが、現時点での新型コロナウイルス対策の状況と、今後の対応方針について確認したいと思います。

最後に、河川の氾濫防止対策についてです。

近年、毎年のように日本のどこかで台風や線状降水帯による大雨などで水害や土砂災害が発生しています。冒頭にも触れましたが、つい先日も西日本で台風による被害が発生したばかりであります。紀美野町においても過去に何度も水害や土砂災害に見舞われています。

土砂災害危険区域については、このような紀美野町土砂災害ハザードマップが各戸に配布され、町民の皆さんの注意・警戒を最大限に促していますが、水害危険区域については、紀美野町洪水ハザードマップの完成が約半年後ということで、早期の完成・配布が待たれます。ただ、洪水ハザードマップの配布を待つまでもなく、危険区域にお住まいの町民の皆さんはその危険性を十二分に認識していらっしゃるばかりか、来週、あるいは明日にでも大型台風や線状降水帯の通過により水害に遭遇するのではないかという強烈な不安を日々抱えていらっしゃいます。そこで質問です。紀美野町は町内を通る河川の氾濫を防ぐべく、どのような対応をされているのか、答弁を求めます。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、桐山君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) おはようございます。それでは、私のほうからは、桐山議員の紀美野町の危機管理についての1点目、官製談合事件による前建設課長逮捕を受けて、今般、原因究明と再発防止策が策定されたが、その経緯と内容についての御質問にお答えいたします。

経緯につきましては、令和2年2月17日、紀美野町が令和元年度に発注した黒沢橋

修繕工事第2工区の指名競争入札に関し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、いわゆる官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で元建設課長が逮捕されました。

町では、この事件を受け、事件の経過を検証し、再発防止を徹底するため、紀美野町入札・契約制度検討委員会において、事件の発生した要因と再発防止策の検討を半年間にわたり行ってまいりました。また、監査委員からの事務執行に関する監査の結果報告を受け、その内容を十分に踏まえ、再発防止策等を令和2年8月に報告書としてまとめました。

次に、その報告書の内容につきましては、本町の入札制度等の課題など事件の発生した要因を検討した結果、1、服務規範や公務員倫理に関する教育、研修体制に不十分な点があった。2、最低制限価格等が事前に公表されていないために入札の公正を害す行為が行われた。3、不正の兆候を検知するための入札結果の事後分析が不十分であった。4、不正等の情報を収集する体制に不十分な点があった。5、違法行為に対する抑止力となる町の規定が不十分であった。以上の5点が考えられました。

また、再発防止策といたしましては、1、職員研修の充実。2、最低制限基準価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を決定する等の最低制限価格等の算出方法の見直し及び最低制限基準価格の事前公表の実施。3、入札結果・入札契約制度の検証の実施及び不正行為を排除する体制の強化。4、入札関係制度の見直し。以上4点を同様の不祥事が二度と起こらないよう継続的に実施していくことが大切であると考え、再発防止策としての取りまとめを行いました。

今後もこのようなことが二度と起こらないよう、適正な入札執行及び綱紀粛正に努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、桐山議員の紀美野町の危機管理の2点目、新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応方針についての御質問にお答えをいたします。

4月7日に政府は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出し、5月25日に解

除し、その後第2波が押し寄せ、現在は少し弱まってきているように思われます。紀美野町では、緊急事態宣言以前より、新型コロナウイルス感染症に対して早急に対応が必要であるとの考えから、2月の14日に第1回対策本部を設け、今日まで10回の対策本部会議を開催し、全庁的に情報共有を図り、危機感を持ちながら対応策などの協議を重ねてまいりました。

この間、国の施策に加え、町単独の生活支援対策・経済対策など様々な新型コロナウイルス感染症対策事業にも取り組み、4回の臨時会を含む中で、それぞれ補正予算の御可決もいただいたところです。この御可決いただきました施策や事業につきましては、スピード感を持って、各部署にて現在取組を進めているところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、私たちの日常の生活にも大きな変化をもたらしています。家族の団らんをはじめ、学校や地域における行事やイベントが縮小し、また中止されるなど、ありとあらゆるところで従来当たり前であったことが今はそうではなくなってきました。さらに、数か月後にはインフルエンザが流行する時期を迎えます。

このような状況にあって、不安な気持ちを毎日抱きながら生活している高齢者が多い当町では、さらに住民に寄り添った施策に取り組んでいかなければならないと考えます。このため、議員の皆様や住民の皆様とともに新しい生活様式を模索してまいりたいと思いますので、御提言や御協力をお願いをいたします。

以上、2点目、新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応方針についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) おはようございます。私からは、桐山議員御質問の③台風の巨大化等による河川の氾濫リスクがますます高まっているが、氾濫を防ぐための対応について、お答えさせていただきます。

近年、地球温暖化等による気候変動が顕著となっており、我が国においても、夏場の最高気温が40度を超えるようなことが例年のこととなってまいりました。特に日本近海の海水温度の上昇により、台風の勢力が衰えずに接近・上陸することが多くなったと考えられており、今後もこの状況は続くものと思われます。

さて、議員御質問の河川の氾濫を防ぐための対策ですが、現在、町では、動木地区の柴目川、長谷地区の長谷川、長谷宮地区の坂の谷川の護岸改修工事を実施しており、河川の氾濫防止に努めているところでございます。また、貴志川、真国川につきましては、疎通機能を十分発揮できるよう、増水時に道路等への越流が発生するような箇所について、浚渫等の要望を随時行ってございます。

なお、紀の川から上流につきましても、河川の氾濫を未然に防ぐため、浚渫工事等を随時実施していただいております。今後も継続的な要望を行ってまいりたいと考えております。

今後も、台風や局所的な豪雨等による河川の氾濫に対応するため、関係機関と連携・連絡を取りながら事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番 (桐山尚己君) では、1点目の官製談合について再質問いたします。

ただいま企画管財課長から御説明のあったように、原因究明及び再発防止策の策定ということで、既に万全の対策を取られているというふうな認識をいたしました。

原因究明につきましては、先般頂きました入札制度改革報告書の中にあるとおり、また、今、課長御説明くださったように、5点大きな課題があったということでございます。これについては、今回、各種対策を施すことによって課題の克服ができた。特に、情報漏れを防ぐために、ランダム係数の導入により誰もが、入札を開催する当事者も含めて誰もが最終的な価格を知り得ないと、そういう状況にあるわけですけれども、これをするによって何か不都合な点が生じるというおそれはないのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 桐山議員の御質問にお答えいたします。

今回、ランダム係数、最低制限基準価格にランダム係数を掛けて最低制限価格を決定するという事なんですが、それにつきましては、不都合というのは現時点では特には

ないかなというふうには考えてございます。ただ、今後やっていく中で何か出てきましたら、またその都度その件について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 私の理解を申し上げますと、誰もが想定できない、どの価格を札を入れれば落札できるのか分からないという状況において応札されるわけですね。最終的にランダム係数で、そのときの、言ってみれば運、偶然によって落札者が決まると、そういう理解をしておるわけですが、運によって決まっていくと。場合によっては運によってある特定の建設業者さんに仕事が集中するということも確率的にはあり得るわけですね。そういった事態が発生した場合はどのような対応をされるおつもりでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の再度の質問にお答えをいたしたいと思いますが、一つの業者に固まってきたというような場合の判断ということでございますが、その前に、やはり公平・公正ということをまず第一に考え、また、職員におきましては、地方公務員法による守秘義務というのがございまして、この両点からやはり公平な、そうした入札に持っていきたい、そうした思いでございますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今の町長の御答弁からは、まずは公平・公正第一ということで、将来どういう事態になるかというのは取りあえず置いておいて、世間の皆さんの信頼回復をまず第一に考えてやっていくと。そういうことだというふうに理解いたしました。それはそれで非常に重要だと私も考えております。

ただし、町内の建設業者の皆さんの健全な育成ということも私は非常に重要だと思っております。公正な競争を妨害するということは断じて許せません。ただし、適正な利益を取っていただいて、町内の建設事業者さんがしっかりとなりわいとして成り立っていくような形を取ることも重要だと思います。

先ほど申し上げましたけれども、ある特定の建設業者さんに仕事が集中する可能性があるということを踏まえて、一番最初に企画管財課長がお話しされたように、今後の状況に基づいて柔軟な対応をしていくと、そういうお気持ちであることは間違いありません。

んか。再度この点について確認させてください。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） それでは、私からお答えさせていただきます。

先般、全員協議会で皆様に御報告させていただいたというのは、入札制度検討委員会で半年検討してきましたということで、私はその検討委員会の委員長という立場で報告もさせていただきました。

今回は、この官製談合が起こった大きな原因というのを、まずそれを突き止める。その原因というのは、最低制限価格を知り得た人が何人かおった。そこから漏れることがない数字が漏れたというのが原因です。今回は、再発防止策の大きな点は、誰もがそれを知り得ることができない状態で入札を行うということで、議員もおっしゃられたように、ランダム係数を使うということで、もちろん最低制限基準価格は前もって公表いたします。しかしながら、ランダム係数が決まるのは、入札会場においてくじを引いていただいて初めて係数が確定するということで、そのくじを引いていただくことによって最低制限価格が決定するというものでございます。ということで、誰もが分からない状態で最低制限価格を決定することにまず1点目の大きな主眼を置きます。今回はそれでやります。

しかしながら、入札契約制度というのは、それで完全なものかと言われれば、それはそうではないというふうな思いも持っておりますので、これは1回目の大きな改革であります。課長も申し上げましたし、町長も申し上げていただいたんですが、まずそれで公平・公正な入札を行いますと。その次に、また改革が必要などということが生じた場合には、当然、そういったことで検討して進めていきたいと。そして、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。もちろん議員がおっしゃられるように、町内業者の育成ということも十二分に考えた上で進めていきたいというふうに考えておりますので、まずはこれで1回やりたいということで、実施いたしますので、御理解いただきたい。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 先ほどの御報告にもありましたが、今般の問題を起こす背景となった町行政の課題というのは5点上げられておるわけですね。つまり、町としては、不備と言わないまでも、体制に隙があったというふうに言わざるを得ないわけです。

完璧な組織というものは存在しませんから、どの組織でも様々な隙があると私は思っております。紀美野町についても、この入札制度のみならず、ほかの制度においても隙が存在するのではないのかと。そういうところに関しても、今回の教訓を踏まえてしっかりとチェックをしていくと、そういうことを要望するわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、いろいろほかの面におきましていろいろ問題が生じてくるということになれば、やはりそれについてまた協議をし、そして公平・公正な、そうした行政に持っていきたい、そうした思いでございますので、まだまだ改善すべき箇所もあろうかと思っております。しかしながら、現在のところ、今そうした大きな問題が出てないという中で、今後の対応について、柔軟な対応を検討して、そして対応してまいりたい、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今の町長の御答弁では、現状ほかには特に問題が生じていないと。つまり、問題が生じていないので、検証、チェックを現段階では進めないというふうには私は理解いたしましたが、問題が起こってからでは遅いわけで、時間がかかっても、少しずつでもいいので、現在、問題が生じていない分野についてもしっかりと見直しを行っていくということが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしますが、今、当町の業務におきまして事務事業調査というのをやっています。その中で、各担当者からそうした事務改善等の提案があれば提案してくださいということで、それを私ども審議をし、そして、よいものは取り入れていくというふうな方式を取っております。したがって、各担当者、また各課からそうした提案があるものについては、やはりそれを十分検討していくという姿勢でおりますので、御理解を賜りたい、そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今、町長から、各担当の職員から改善の提案があればということでありましたけれども、担当者がやはり一番その担当の業務、領域を御存じなの

はよく分かります。ただし、担当だからこそ見えない部分というのもあると思うんですね。一步外れてみて、側面から見てみると。それによって初めて全体像が分かるということもあると思うんです。そういった何かしらのチェック機能、外からのチェック機能ということも考えていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、外からのチェック機能というのは現在はいたしておりません。といいますのは、各課担当者からの提言があった場合、課としての意見、それも併せながら今は検討していると。したがって、個人からの提言、また課としての提言、そうしたものを繰り返しながら私どものところへ真に来るといような形式を取っておりますので、十分、二度、三度というふうなことで、いろいろ皆さんと一緒に考えながら対応してるとというのが現状でございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） つまり、内部から上げてくると。そういうことで対応していきたいということだというふうに思うんですけれども、本当にそれで十分なのかということを考えますと、私はやはり外からの目、外からの目といいましても、全くの部外者ではなくて、町の役場の職員の中で、例えばですよ、横断的に様々な職場の業務なり制度を見ることが出来る人間を配置し、それはずっとじゃなくてもいいんですけれども、ある一定期間でもいいんですけれども、そういった人間を配置し、見直しを行っていくと。そういうこともできるんじゃないかと思うわけですね。もちろん現状どんどんどん職員の数を減らさざるを得ない状況でずっと来たわけで、非常に厳しい台所事情だというのは分かるわけですが、しかし、将来に向けてそういった取組も必要になってくるのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員にお答えを申し上げますが、確かに各所からの提言、これを執行部のほうで最終的に取り上げるか、また、それを改善をするかというふうなこともいろいろやっているとところです。したがって、年に1回は、先ほど申し上げました事務事業ということで提言の機会を与え、そして、全職員、町職員を対象にこれをやっております。したがって、私は何課やからよそのことは知らんと、そうい

う姿勢で各職員はおらないと思います。

しかしながら、今、議員がおっしゃられるように、よそのことを、こんなんして、こうしたらええんちゃうかというような提言があれば、やはりそれはそれとして考えていきたい、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ちょっと私の御説明が不十分であったかもしれませんが、現状でAかBかの状況を見ていて、あそこはこうしたほうがいいんじゃないかと、そういうようなチェック機能を果たしていると、そういうイメージではなくて、ある特定の人間、もしくは複数でも構わないんですけれども、人間に、ある一定期間、役場内の各課の業務なり制度を横断的に見直して行って、何か課題があるんじゃないかということ、第三者の立場から見ると、そういうことが必要じゃないかというふうに思うわけですが、再度それに対する御答弁をお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御意見として取り入れ、また今後の検討課題として、やっていきたいと思いますが、まず、第三者からの提言という部分につきましては、私どもああいう提言箱、あれを各所に設置しております。したがって、一般の方々からやはりこういうところは改善したほうがええんちゃうかとか、こういうことがあったよというのは、そうした提言箱へ御意見をいただいているというふうな方法も取っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） まずは事務事業調査を中心に、職員からの声を集めてということで御対応いただくということはいいかと思いますけれども、先ほど私が申し上げました提言ですね、そういったことについては、今、町長の御答弁からも十分御理解をいただいたようですので、今後の検討課題として検討していただきたいと思います。

では、2 点目、コロナウイルス対策についてでありますけれども、これにつきましては、特に和歌山県内の感染者の発見から大変スピーディーに、スピード感を持って町は各種対応をしていただいたということで、私は非常に評価しております。

ただし、現状を考えますと、国内での感染者が1月の中旬にまず報告されて、そこから約、丸8か月が経過したわけですが、当初は全く未知の、どのような猛威を振るうような新型ウイルスであるのかというのは誰も分からなかった。そういう状況においては、とにかく注意をして、万全な対策をして臨むと。町民の皆さんの安全・健康第一ということで臨む姿勢であったことがよかったと思います。

しかしながら、8か月が経過して、外国の状況とはちょっと日本はまた違うわけですね。感染者数、昨日午後10時の段階で、日本の感染者数は7万6,029人、死者数は1,455人ということになっているわけです。一番感染者、死者数の多いアメリカとは桁違い。しかも2桁も違うわけですね。それだけ様々な要因が挙げられると思うわけですが、それだけ日本国内では感染もしくは重篤化が抑えられていると、そういう状況であるわけです。

そういう状況の中で、今最も懸念されるのは、このまま当初のような非常に厳しい制限を続けていくと、自粛なり行動の制限を続けていくと、経済や社会活動そのものが成り立たないと、継続不可能だということにもなりかねないわけですね。町のほうの御英断で、個人及び事業主に支援金の給付等を行っていただきましたけれども、それをずっと続けていくということは不可能なわけです。一日でも早く町民の皆さんの社会生活、及び、特に経済活動を通常の、全く元と同じようにとは言いませんけれども、元に近いような形に戻していかなければいけないというのが現時点での大きな課題だと思います。

様々な自治体、あと海外に目を向けても、日本よりも感染者、死者数多いようなところでも、とにかくもっと元に戻そうじゃないかと、生活、経済活動を元に戻そうじゃないかということで大規模なデモが起きたりといったようなこともあるわけですね。そういった現状に鑑みて、今やらなければいけないことというのは、もちろん感染防止というものもあるわけですが、この状況、今まで8か月間経験してきた状況で、現時点での状況を総合して、やはり社会活動、経済活動を早急に元に戻していくという取組を強化していく、こういう必要があると考えられるわけですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 今、桐山議員から、私も思っていることですし、町民、国民全て思ってる一つの願いといいますか、そういうものを言っていたらと思ってます。確かにこの8か月を顧みますと、家族ですら疎遠といいますか、そういう状況で

ありますし、御近所のお付き合いの仕方というか、そういうのも、今までは毎日家に行っていたんやけど、ちょっともう行くのもためらうとか、いろんな生活、身近なところで変わってきてると思います。当然、各地区でのお祭り事であるとか、皆さんが集まっていろいろ相談するとか、そういうことも縮小したり、なくなったり、当然してると思うんで、コミュニケーションを取るということ自体非常に、直接会って話しするというコミュニケーションが少なくなってるというふうに私は思います。恐らくそれは、電話であるとかいろんな、LINEといますか、そういうメールであるとか、そういうものは増えてるとは思いますが、従来の生活の様式は大きく変わったというふうに私も認識をしております。

それで、紀美野町としては、大体60ぐらいの事業を、コロナの対策として60事業を大体15億円、恐らく10万円を皆さんに給付したのも含めてですけど、紀美野町で予算的には15億円を超える、そして50事業以上のものを皆様、議員さんに認めていただいて、そしてそれを今、スピード感を持って執行しているところであります。ハードの面もありますし、ソフトの面、そういう面もこれからどんどんやっていかないと、やっぱり高齢者が多い当町ですので、孤立といますか、そういう状況にはなってはいけないなというふうにも私は思ってますので、これは町民の皆さん、議員の皆さん、全ての方々の思いというのを寄せていただいて、新しいスタイルの紀美野町といますか、そういうものも模索していかないといけないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） こちらは厚生労働省のホームページから引っ張ってきたものなんですけれども、新型コロナウイルス感染症とはということで、まず第1番のところで、ウイルス性の風邪の一種ですと、こういうふうに書いてあるわけです。風邪の一種なんです。エボラ出血熱ウイルスとか、そういった非常に致死率の高いものとは違いますよと。風邪の一種であると。

こちらはインフルエンザによる死亡者数の推移というものなんですけれども、通常の季節性インフルエンザによる、2018年、これは2018年の冬から2019年にかけてのことだと思うんですけれども、この死亡者数が3,325名、2019年から2020年にかけての数字というのはちょっと探せませんでしたので分からないんですけれども、3,000名を超えているというふうな情報もあります。

ワクチンが広く広まっています、各種対応ができています。季節性のインフルエンザで3,000名を超える死者が出ていると。それに対して、約8か月間様々な対応をしてきましたけれども、新型コロナウイルスについては、ウイルス性の風邪の一種である新型コロナウイルスについては、現時点で国内の死亡者が1,455名であると。半分以下であるという、そういう現状も踏まえた上で、先ほど総務課長もおっしゃいましたけれども、できるだけ町民の皆さんの声も聞きながら、思いも酌み取りながら、新たな形での生活をスタートしていく。これは、新たといっても、できるだけ以前に近いような形で、プラスアルファで、この新型コロナウイルスの流行によって得た経験、知見を基に改善していくべきところを改善していった新たなものだというふうに理解をしておるわけですが、そういったことをしているという御答弁はよく理解できました。

ただ、再度申し上げたいのは、このまま皆さんの心理的な、気をつけないといけなさと、感染者になっちゃいけないと、感染することによって健康上の問題もあるけれども、自分が第1号の感染者になったら周りの皆さんからどういう目で見られるかという、そういう心理的な恐れというのかなりあると思うんですね。他市町村では、最初に感染された方の家に石が投げつけられたりとか、転居せざるを得なくなったというような事例も見受けられます。そんなことは絶対あってはならないわけですね。

そういった町民の皆さんの気持ちも酌み取りながらも、感染してもごくごく普通だよと、誰もが感染し得るんだよというメッセージとともに、このままでは町民生活及び、特に経済活動ですね、これが止まってしまつては、町内の、ただでさえ数が多いとは言えない町内の事業者さんの数がもっと減ってしまう、そういったことにもなりかねないわけですね。ですから、そのあたりのメッセージをぜひ町からも発信していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 大変ありがとうございます。議員からいろいろ提言もいただいて、町としてもこれからも一生懸命対策を取っていききたいということは考えております。

それとともに、今までやってきた対策ですね。町とすれば、町民の方々に対しては、マスクをしてください、手洗い励行しましょう、うがいもしましょうと、密にならないようにということも酸っぱくして言ってきた。しかしながら、それは大変効果があったというふうに認識しております。それを続けながらいろいろな活動もまた復活していく

という、いわゆるウィズコロナというふうに言われておりますけれども、何もかも自粛をずっとしていくのではなくて、しっかり対策、予防した上で、少しずつ経済活動、社会活動を元へ戻していく営みというのは、今問われてるんだろうというふうに思っております。そういうことで、議員も言われましたけれども、それはしっかりとこれからも町民に対して周知をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それともう1点、今朝のテレビのニュースを見た中で、今年のインフルエンザの発生率というのは例年に比べて千分の一程度に下がってるという、びっくりしたような数字がテレビの報道でなされておりました。その大きな要因というのは、やはり皆さんがマスクをし、手洗いし、新型コロナ対策に対する予防をずっとやることがインフルエンザの感染を抑えてるということも大きく報道されておりましたので、このことによって、このことっていいものは、この対策、予防をまだまだしっかりしていくことが、それこそインフルエンザの予防にもつながるし、そしてまた社会経済活動を少しでも元へ戻して、皆さんに安心して紀美野で暮らしていただけるようにしっかりと役場内で努めていきたいと、このように思っておりますので、これからも御協力いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） そうですね。今、副町長おっしゃったように、基本的な感染防止対策というのは継続をしていくと。これがやはり非常に重要であると思っております。特に高齢者率が50%間近の紀美野町にとっては、免疫力が若い方よりも低い高齢者の方をいかに守っていくかというところにつながっていくわけですから、まずは町民の皆さん一人一人がそういった対応をしていただくと。していただきながらも、それに反するようではけれども、大胆に前の生活にできるだけ早く戻すような努力もしていくということをしていく必要があると思っております。

そこで、もう1点、これに関して今懸念されるリスクというのがあるんですけども、新型コロナワクチンに対する、ワクチンですね。これは今、世間でも報道されておりますけれども、世界各国でいろんな製薬会社がワクチン開発を進めている状況なわけですね。日本政府も国民に接種していただくためのワクチンの確保にずっと動いてきていただいているという状況なわけですがけれども、その中で、先般、報道にもありましたけれども、イギリスのアストラゼネカ社、これはオックスフォード大学と共同でワクチンを

開発している世界的な製薬会社なわけですけれども、ここのワクチン、臨床試験で問題が生じた、そういった報道もあるわけです。通常であればこういったワクチンが一般の皆さんの手に届くまでには、5年から10年の臨床検査期間を置いて、しっかりと安全を確認した上で出されるわけですね。しかし、今回このコロナということで、特例で既に中国であるとか、ロシアなんかもそうだと思うんですけれども、早々にワクチンの接種、このワクチンを許可するというような形で動いているところがあるわけですけれども、私はそういった動きというのは非常に危ないなど。安全性が確保できてないものを、少なくとも我々日本国民にそう簡単に配ってもらっては困るよという思いでいるわけですけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃられるワクチン、これにつきましては、各国とも現在開発に疾走しているところがございますが、やはり今おっしゃられてる安全性という面については、やはり国の専門委員会、また県の委員会の皆さん、そしてまた町と、この3者一体になってやはりこうしたワクチンの確保に、安全性も含めて、やはり対応していかなければならないというふうに思っています。

しかしながら、1町として、果たしてこのワクチンを、ワクチンの安全性を、それではこれは安全やと言えるかと。これは非常に難しい。やはり専門的な分野でございますので、そこらは国・県と一体となって対応してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

しかしながら、議員おっしゃられるように、こうしたワクチンの開発、そして確保というのが、今、国では大きなキーポイントというふうなことになっておるところでございます。やはり今は自分は自分で守りなさいと。また、手洗いしなさい、何々しなさいと、防御はしてますが、やはりそれよりも一歩進んだやっぱりワクチン接種というのが将来に向けての防御策であろうというふうに思います。そうした中で、やはり国・県と連携しながら、やはり町も対応してまいりたい、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今の町長の御答弁から、町の対応方針というのは理解できました。ただし、再度申し上げますけれども、このワクチンというのは、安全性が確認

できていないものについては非常に恐ろしい副作用を持っているということで、慎重に慎重を期して行っていただきたいなというふうに思います。

子宮頸がんワクチンで若い生徒さんが大変な副作用を起こしたということが記憶に新しいわけですがけれども、そういったことのないように、ぜひとも安全性の確認と、及び、各種情報の町民の皆さんへの提供、こういったものですという情報を提供した上で、ワクチンを最終的に打たれるかどうかは御自身の判断に委ねると、そういった体制にしていきたいなというふうに思います。

では、最後の3点目の水害の対策について再質問いたします。

議長のお許しを得て、町長にちょっとこの写真をお見せしたいんですが、よろしいですか。

○議長（伊都堅仁君）                   どうぞ。

○1番（桐山尚己君）                   わかやま新報さんのネット記事では、和歌山県は7月7日夜遅くから8日にかけて、梅雨前線や湿った空気の影響で非常に激しい雨が降り、紀美野町滝ノ川では落石、坂本では土砂崩れや倒木、毛原中で土砂崩れが発生と、そういうふうに報道されております。その際、私が町内、貴志川、真国川を見て回った際に撮った写真がこちらです。

こちらは、上のほうは下佐々地区、下佐々の庄原という地区ですね。もう1枚は西野、中谷モータースさん付近であります。上が7月の8日、こんな状況です。一方、下は8月の18日、しばらくたって、雨が降らない月が続いてしばらくしてからですけれども、8月18日のそれぞれの河川の様子です。全く違うわけですね。8月18日の時点でよく分かるわけですがけれども、河川の底に相当な土砂がたまっていて、これを何とかしなければ、この報道にもありましたけれども、豪雨という程度の、梅雨の長雨でその下地はあったわけですがけれども、豪雨という程度でこれだけの非常に危険な状況になっているわけです。であるならば、台風が通過したとか、線状降水帯が通過したとかいうことになれば、もうどうなるかというのは火を見るよりも明らかなわけですね。

ここは過去に氾濫を起こしている場所であるということも皆さんはよく御存じだと思うんですが、本年3月の西口議員の一般質問で、貴志川の土砂撤去について、その対応について質問されましたけれども、その際の建設課の当局の答えは、県が平成29年3月に策定した紀の川水系貴志川圏域河川整備計画において、20年後を目途として河川整備が進められていると、そういう回答であったわけです。20年後って何です

かと。そうとでも言いたくなるような回答なわけです。20年も待てるわけがないわけですよ。それは紀美野町の建設課が悪いとか、県が悪いとか、そういうわけではないと思いますよ。予算が不足しているということだと思います。

この紀の川水系貴志川圏域河川整備計画というのを私も拝見しましたがけれども、そこにはちゃんと、この先ほどお見せした下佐々の庄原地区付近の写真も載ってるんですよ。県もしっかりと認識をしていると。そういう状況なわけですね。それでも20年を目途ということと言わざるを得ない状況に今あるということなんですね。20年待てるわけないと。町民の生命、財産を守らなければいけない町長としては、そんなのんびりとしたことは言ってられないというふうに私は町長としてお考えだと思うんですけども、そのあたりの町長のお考え、再度確認させていただきたく、御答弁をお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の3点目の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、今おっしゃられるとおり、最近の降雨状況、これを見ますと、100ミリ、200ミリはまだ普通に降ってきてると。以前は100ミリっていうたらめったに降らない、そうした状況であったかというふうに思います。そうした気象状況の変化、これは私どもも身にしみて分かっております。

そんな中で、実は河川っていうのは、実は道路とは違いまして、下流域から改修をしてこなければ、上流で改修をしたときに、今度は逆に下流域に被害が及ぶというふうなことを一つ、御存じかと思いますが、申し上げたい。そこで、現在その紀の川水系、貴志川流域ですね、これについての改修計画が、先ほど議員提示されましたが、出されております。そうした中での計画としては、現在も紀の川市の諸井橋までは国交省がやっていると。そして、諸井橋から上は県が改修計画にのっとなって改修を進めております。

しかしながら、何分にもこの延長というのは非常に長い。そうした中で、20年も待てないよと、こういうお話でございますが、私どもはそうした先ほどの写真見せていただいたことは重々承知しておりまして、それにのっとなって、県に対して強く要望しておるところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、川の河川改修というのは下流域から改修をしてきてこそそうした水はけが得られると、こうしたこともございますので、これからもひとつ強く県に対して、早急に工事を進めていただきますようにひとつ要望してまいりたい。今までも要望しておるんですが、さらに強めていきたいというふうに考

えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 今、町長がおっしゃったように、下流域からやるのが鉄則だと。よく私も存じ上げております。ただし、じゃあ諸井橋から上流は県が担当、下流は国が担当と。じゃあ諸井橋から上流のほうは下流担当の国の工事が終わらなければいけないと。そういうことになるわけですか。下流からやっていかなければいけないということであれば。諸井橋から下流は国がやる。同時進行で諸井橋から上は県がやるわけですね。であれば、さらにまた途中で区切って、県が事業を行うものの中でも、さらに途中で区切って、途中からやるという、例えば、先ほど出ましたけれども、下佐々の庄原地区付近からまたやるということもできるわけです。そういったことも含めてしっかりと県・国に要望していただきたいと思います。

最後に1点なんですけれども、先ほど予算が足りないから執行できないという話をさせていただきましたけれども、京都大学大学院の教授をされていて、第2次安倍内閣の内閣官房参与をされていた藤井聡先生という教授がいらっしゃいます。この方が指摘されてるんですけれども、1998年に約15兆円の公共事業関係費を日本国としては使っていたものが、20年後の2018年には約7兆円に、半分以下に減ってるわけです。それだけ公共事業費が削られてるわけです。そんなことをしたらデフレからますます抜け出せなくなって、日本は終わっちゃいますよという御指摘をされてるんですけれども、デフレを抜け出すため、デフレ、イコール貧困化ですからね。デフレを抜け出すためにも、公共工事にしっかりと国が予算を割いた上でやっていただかなきゃならないと、内閣の中にいたブレーンの方がおっしゃってるわけです。

それができない理由というのものもあるようですけれども、できにくい理由というのものもあるわけですけれども、それを押してでもしっかりとやっていただかなきゃいけないわけですね、国には。そういったところもしっかりと踏まえた上で、県及び国へ強くアピールしていただきたいと、地元の声が届けていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 先ほどちょっと申し上げるべきことが抜けておりましたが、国交省と県とは同時に工事は進めております。そうした中で改修計画が実施されてると、

こういうことをごさいますて、県の町村会の県に対する要望、また国に対する要望の中にも、この貴志川流域の改修計画、これを早く進めてほしいということで、もう既に要望はいたしております。そんな中で、やはり議員おっしゃられるように、道路予算に比べ河川改修の予算が非常に少ない、そうしたことも申し上げ、そして、できるだけ早くこうしたことを解消してほしいということで要望いたしておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと。そしてまた、これからも強く要望していきたい、そうした思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって桐山議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時14分）

---

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時28分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） まず最初に、さきの台風で被災された地域の皆様方に心からお悔やみ申し上げますとともに、一日も早い復興をされることをお祈り申し上げます。

さて、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいります。

まず初めに、風力発電についてお聞きいたします。

この通告書にも書いたように、心臓や血管に対しての異常の状態、これについてドイツのほうでの学者の研究があちらのテレビで報道されました。それとともに、そういうふうな心配事がある中で、この紀美野町でもこの問題について多くの方々が心配されて、その中でもいろんな方々が研究をさらに進めておられます。

この私たちの取り巻く風力発電の会社、本社がグローバル・インフラストラクチャー・パートナーズですか、これがもう3年間この町にこの問題をもたらしてきてるわけですね。もう既に4年目に入っています。この間に、さきに申しましたように、区長会

や風の会、あるいはきみの雑技団という皆さん方が勉強を続けてまいりまして、先日もこの問題について研究を、お医者さんからお話を聞くと、こういうことで、同僚議員の桐山議員も参加されておりましたけれども、私も参加させていただきまして、お話を聞きました。

公害問題というのは、チッソの水俣病でも、またカドミウムでも、あるいは古いところで足尾銅山の鉍毒事件と、こういうものが、住民が被害に苦しみ、そしてそれに対して運動を重ねて初めて国は認めると、こういうふうになっています。この風力の問題で、町長さんが意見書等で前向きの姿勢を示していただいているのは非常に私たちにとってはありがたいんですけども、残念ながら、国のほうではどうであるのか。

日本は低周波の問題については先進を行ってたんですね。1970年代、これのときは高速道路の西名阪の自動車道の継ぎ目から発生する超低周波で被害が大変出たと。そういうことで進んでこの問題に取り組んで、参照値というものも2004年に示していると。それがだんだんと後退をしていってるところが今大きな問題であるかというふうに思います。

例えばさきの勉強会では、マリアナ・アルベス・ペレイラ博士という方の話だったんですけども、音の問題で、聞こえると、これをよく言われるんが、A特性というんだそうでございます。これでは被害の状況が分からなくて、そういうことから、平たん特性というので初めて分かるんだと。これを、A特性がどうで平たん特性がどうだと、これを説明せえと言われても、私も説明できませんので、取りあえずこういう二つがあると。問題のないというA特性をこの環境省でもどこでも言うんだということが今問題であるかというふうに思います。

そこで、この超低周波によって、この先生が言われてるのが、血管の肥厚というんですか、要するに血管が太くなっていくというんですね。血管の太くなるというのは、単に太くなるんじゃないくて、この管、外にも中にも厚くなって入ってきますから、要するに血管の管の血流、血を流すところが狭くなっていくと。早い話が、血が通わなくなるんですね。こういうことでいろんな問題が起こってくる。

ですから、よく聞くんですよ。よくというんですか、風力発電の問題で聞かせてもらう中で、例えば由良町でTさんという、ちょっと実名は避けますが、2年間この風力発電の影響を受けて、その地域にとってみたら、また役場にとってみたらクレマーというふうに言われてた方が、ある日突然、独り住まいですから、亡くなっていたと。

あるいは、大窪という、下津町にあるんですけれども、ここでも問題がありまして、ここでは2軒の方がとても住んでられないということで家を替わられました。その方々だけが被害者じゃなくて、そこに60歳の方が帰ってこられて、風車の下で仕事しておったそうなんですけれども、たしか2回ほど救急車で運ばれて、3回目にととう帰らなかったと。こういうふうな方が何人かおられるそうなんです。

こういうふうなことの実情を聞く中で、この先生の言われていることが本当にあるんじゃないかと。また、こういうふうには、体にはそういうしんどい、または脳の、血流とか、いろんな問題が起こってきてるようなんですけれども、実態的というんですか、非常に苦しい状況になっていく。夜眠れない、そういうことが続く中で、もうとても住んでられないという方が、さきに言いましたように、下津町でありましたけれども、全国的にもそういう方々がおられます。そういうふうにして、幸いにして出ていかれる方は幸せなんですけれども、その場に住まなければならなかった方々が命をなくすというふうなことが起こっているわけなんです。

こういうことで、心臓の梗塞なんかの問題が起こるんですけれども、それで資料を見てみましたら、1999年、今から20年余り前にWHOがこの風力発電の超低周波、このときは具体的に風力発電って言ってませんけれども、その超低周波によって高血圧や虚血性心疾患の心配言ってるんですね。ですから、もう20年余り前からWHOでは問題になってたと。それが日本では何で問題にならないのか。さきに言いましたように、1970年には高速道路の問題から、日本は世界に先駆けてこの問題取り上げておったのが後退していった。そこのところの非常に問題が感じられるわけでありまして。

さて、そういう中で、この紀美野町を取り巻く45の風力発電、それも現在、地上でこういうふうな風力発電に気をつけるというところはないんですね。そういう超大型のものがこの紀美野町をぐるっと取り巻いて建設される計画があるわけでございますけれども、前議会でお聞きしましたけれども、業者の動き等について町はどのように把握されておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、コロナ対策についてお聞きしたいと思います。

先ほどから桐山議員のほうでもコロナについて質問され、また、この後も田代議員のほうからもこの問題についての質問がありますけれども、こういう病気に対してどうしていくんかと、そういうような問題があるわけでございますけれども、まだ当分、さきに話もあったように、この対策のための薬とか、それからワクチン等が開発されるのが

いつになるのか分からないというような状況にあるわけでございまして、今やられているのが対症療法というふうなことであるように聞きます。この問題については、いち早く、患者さんというんですか、陽性者を発見して、その陽性者の方を隔離して、広げないということが大きな、今としては対策ではないかというふうに思うんですね。

さきの質問でもされておりましたけれども、コロナにかかっているというふうなことが分かれば、非常に周りからひどく言われる。また、子供さんなんかも学校や保育所できじめに遭うとか、そういうふうなことがあるということで、大変な問題なんですよ。これは人権という観点からしてもあってはならないことだというふうに思います。それと同時に、今この病気を広げないということからも、この問題について考えなければならぬというふうに思います。台湾ですか、このコロナ対策が非常にうまくいっているように思いますが、ここでは、隣人がコロナにかかっているというふうに分かれば、周りの方々がその人を助けると、こういうふうな形を取っているようであります。

我が紀美野町にとっても、今この具体的なそういう薬、あるいはワクチンというのがすぐに開発される見通しもない中で、このコロナを広げないということから考えて、こういう患者さんというんですか、陽性になった方を、出た場合に、町としてはじくんじやなくて、その人を温かく迎える、ましてや人権問題になるような行為をさせないという、そういうふうなことから、町としての何らかの対策が必要であるかというふうに思います。そういう点から、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、水害の問題についてお聞きします。

これもさきに桐山議員のほうでお聞きされておりましたけれども、以前から私もこの水害の問題について質問をしてまいりました。今までよく言われるのが、30年確率とか50年確率というふうな形で、今までに降った雨の中で一番多かったというものを基準に物事を進めているように聞かれましたけれども、今まではそうでしたが、これからは50年間の中で一番多かったというのが当てにならないわけですね。それ以上の雨が降る、そういうふうなことで、基本的に考えを変えていかなきゃならないというふうになっていると思います。

今までの私の答弁に対しても、県の事業は下流からやらなければならないと。先ほどの町長の答弁のとおりであったわけでございますけれども、実際に被災されている方々がいてるわけなんですよ。何年かかろうが、何とかここだけでも早く対応してくれよというふうなことも要望もできますけれども、今年の台風について、もう9月の中旬まで

来てる段階で、今から工事をという点でも対応の仕方があるんかどうかですね。そのところが心配なんです。町内にそういうところが何か所かあるわけでございますけれども、西野、下佐々等というふうに書いてますけれども、そのほかに落合もあれば、あるいは三尾川、あるいは花野原というようなところがつかっているように聞きます。今として、この段階に来て対応というのはどのようなことになるのか、まずもってお聞きしたいと思います。

その対策と、それから、避難所でのコロナ対策についてもお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、私のほうからは、美濃良和議員の1番目の風力発電についての御質問にお答えいたします。

現在の状況につきまして事業者を確認したところ、環境アセスメントの進捗状況につきましては、前回、6月議会において説明させていただいたときと全く変わりなく、特にコロナ禍における感染予防のため、現在も移動制限を継続中であり、現状何も進んでいないとのことであります。

町といたしましては、今後も業者に調査の進捗状況を確認しながら、町民の皆さんの御意見を尊重し、生活環境を守ることを最優先に、町としての意見を述べていきたいと考えてございます。

以上、簡単ですが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、美濃議員の二つ目の御質問、コロナ対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国では、インターネット上や口コミで感染者を特定し、誹謗中傷し、不当な差別につながっているケースもございます。また、御指摘のとおり、感染や濃厚接触したことで批判にさらされるという状況は、症状のある方

の検査受診への躊躇や、陽性判明時の疫学調査への協力拒否につながり、感染者や濃厚接触者の確実な把握、感染経路の特定に支障を来し、結果として感染者を増やすおそれがあります。

そのため、和歌山県では、個人が特定されることにより差別や風評被害につながりかねないことから、感染者は性別、年齢、所管の保健所名等、最小限の情報を公表しております。町においても、ホームページや広報で、関係者への誹謗中傷や個人的な憶測に基づく情報の拡散等の行為を絶対に控え、正しい情報に基づき冷静に行動していただきますようお願いしているところでございます。

今後も、偏見につながらないよう、広報などで周知していきたいと考えておりますので、町民の皆さんにおかれましては、常に人権意識を持って行動していただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、美濃良和議員の3点目、水害対策についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第2波は全国的に徐々に弱まってきているように感じますが、県内においても新規感染者が発生している状況であり、高齢の方々が多い紀美野町といたしましては、依然予断を許さない状況に変わりありません。

このような中、先週の猛烈な台風10号の到来により、全国的に避難所における新型コロナウイルス感染症対策が注目されたところです。6月の定例会の一般質問でも回答させていただきましたが、避難所が密集、密接、密閉の3密にならないよう対策を講じていくとともに、住民の皆さんにも、避難の仕方の見直しを含め、御理解や御協力を広報等をお願いしているところです。避難所にお越しの際は、自分の食料、マスク、体温計、タオルなどできる範囲で御持参していただくこと、マスクの着用、2メートル以上の十分な間隔で背中合わせとなる体勢を取り、換気や手洗いなど小まめにしていくことなどを周知し、お願いしているところです。

また、手指消毒用アルコール液、マスク、飲料水等につきましては、既に避難所へ常備し、感染症対策に努めてございます。また、近日中に、飛沫防止策として仕切り用の

段ボール、換気用サーキュレーター、使い捨てゴム手袋、除菌ウェットティッシュなども順次配備予定としてございます。

なお、避難されている方が体調を崩したときには、保健師が福祉センターで待機していますので、診療所の医師と連絡を取り、迅速に対応できる体制も整えております。

次に、西野、下佐々等の対策についての御質問にお答えをいたします。

過去に河川の増水により浸水したことがある地域につきましては、警報等発令時において、職員が河川の水位を注視しつつ、上流の橋に設置されている水位計が避難判断水位を超える場合は、消防本部、海南警察署などの関係機関とともに連携し、迅速に避難周知ができる体制を整えてございます。

以上、水害対策についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) まず初めというんですか、再質問で、風力の問題でございませうけれども、業者のほうは実際動いてないと、こういうふうに言ってるわけですね。こうなるとまいますと、その準備書との関係ですね。来年の早々にこの準備書を提出するということになっておったかというふうに思うんですけれども、そういうところについての動きはどうなってくるのか。これで断念してくれたら非常にありがたいんですけども、何とかして業者は進めようと考えているでしょうから、そのことについてどんなことが考えられるのかお聞かせいただきたいのと、それから、町当局についても、今後もしこの風力発電が設置された場合の問題点についても御研究をしていただきたいというふうに思うんですよ。だんだんと多くの関係する住民の皆さん方が自主的に勉強されていくというふうなことから、当局についてもその辺のことについて知っていただくということが大事かというふうに思いますけれども、これについてどうでしょうか。

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

○住民課長 (仲岡みち子君) 今後ということでございますけれども、昨日も事業者からの質問に対する答えがやってきたんですけれども、今後、令和3年、2021年です

ね、前半期頃には準備書の提出をしたいと思っておったのですが、何も、先ほど御答弁させていただいたとおり、何も進んでいないという状況でございますので、そういったことについての進捗状況等、今後についてということについても事業者としても考えているところというだけの返事でございます。

以上でございます。

それから、町に設置された後の問題点についてですけれども、今まで例の見ないような大規模なものでございますので、今後、低周波音等々につきましても、専門家の意見といたしますかね、環境影響調査等の結果を受けまして、事業者から提出された準備書を専門的に精通した方々で構成される和歌山県環境影響審査会で協議されていくこととなりますので、町といたしましても、その審査会で協議される内容を踏まえて、国が示す基準と比較しながら、慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 業者は、今答弁していただいたのは、来年の提出を考えていると。考えているというのはどういうふうな考えでしょうね。断念をしてくれるような、そういう考え方もありますし、その辺はどういうふうに捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、専門家の審査会の協議を基に町としても研究したいということですが、先ほどからも言ってますとおり、こういうふうな問題についてはなかなか、実際国のほうがやってもらわんと、いろんな研究というのはお金がかかります。我々がたかだかやっても、そんな、権威というのはまるきり与えられなくて、やはりそれなりの、大学の先生とか、そういう方々がやって初めてのものであると思います。そういう点で、なかなかそういう国のほうが進まない中でも、やはり町としては住民を守るという観点で、ある程度の知識は持つておかなきゃならないんじゃないかというふうに思うんですけれども、この2点についてどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 業者の取下げはしないのかということをおのほうからも昨日確認しました。そうした中で、現在はまだ取り下げるとか、方向ではないという状況でありまして、その問題についての答えというのは正確には頂戴できませんでした。

それから、町独自の調査というのは、先ほども申しましたとおり、困難でございます。専門的な知識がありません。それから、国のそれぞれの基準等々が設けられ、それについて審議会で審査していただくということにしか、町独自の調査というのは困難でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それじゃあ、業者は取下げはないと言うてるんですね。取下げはないけども考えてると。これはどういう意味なんでしょうね。その辺はどのように業者との話合いで判断されましたか。

それから、私は町が難しいことを研究せえとは言っていないですよ。ある程度の、しかし、発表されてる文献などから、町もある程度住民を守るための知識は持つておかなければならないんじゃないかと、そういう観点でお聞きしてるんですけども、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、町としての意見というのはもう既に、この配慮書ですか、ここでもう十分、これほど書くんかというほど書かせていただいております。

そうした中で、今、次の段階において、業者のほうは進んでないと、こういうことでございますから、やはり今、議員がおっしゃられるように、町としてもそれなりの知識は持つとけど、こういう御意見でございますので、十分これから勉強してまいりたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 業者との話合いでどういうふうに、取下げはせんけれども考えるというのは、どういうふうな意味のことを言うてるんか。やり取りの中でその辺のところをどういうふうに感じましたか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 業者間の話でございますので、各方面において、日本全国、この業者さん、議員御承知のとおり、実施されていることもありますので、海南エリア、そして紀の川エリアについても、その一部だけのことでありますという返事

でございました。ただ、紀美野町としては、取り下げていただきたいということは十分申してはいるのですけれども、現在、そうした事業的なことがありますので、事業所としてのいろんな見解については、申し訳ないんですけども、申し上げられないということで一旦は電話を切りました。それだけの答弁で申し訳ないんですけども、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、次に、コロナ対策についてお聞きしたいと思います。

今、先ほどの質問をさせていただきまして、町のほうでもそういうふうに同じように受け止めていただいているということで、安心するとともに、対策も取っているということで、要するに早い話が、コンピューターを使った、ネットを使って住民の方々にお知らせしていると、そういうことではないかというふうに思うんですけども、何にしても紀美野町というのはやはり高齢者の多い町です。コンピューターについての扱っている方々がどんだけおられるかというふうに考えたら、やはり紙に書いたものを住民の方々に、でもってとか、あるいは何らかの、もっとできれば書いたものよりも声でもって聞いていただくと、そういうようなことが必要かというふうに思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員の再質問にお答えします。

全国ではインターネット上での誹謗中傷が大きく取り上げられておりまして、美濃議員おっしゃるとおり、実際に生の声でそういうことで周知をしていかなければならないんじゃないかなということなんですけれども、そのあたり、保健福祉課のほうでは訪問をさせてもらったりしておりますので、そういううわさがもし耳に届くようであれば、実際に調査することにもなるかと思っておりますので、こういうことをしては人権につながって、結果的には感染者を広げることになるということを伝えていきたいと考えておりますので、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、課長さん答弁いただいて、十分やる気は分かるんですけども、住民の方々に、そういう人権を守ることは大事なんだよと、それから、今、課長さんが言われたように、人権を守ることがコロナ対策になっていくんだということ

について、幅広く住民の方々にお伝えするということが大事かというふうに思うんですけども、今、訪問してって、これも本当に大事なことだと思うんですけども、もう少し広げるということについて、そのやり方ですね、が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 皆さんにできるだけ周知することをもっと考えたらいいんじゃないかということなんですけど、6月広報等で周知はさせてもらっているところなんですけども、さらに徹底を図るために、チラシなり広報等で周知して、人権意識を高めて、感染症を抑えていくというところで、町民の方々をお願いしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、よろしくお願いいたしまして、次に、水害対策についてお聞きしたいと思います。

先ほどからこの問題についていろいろと研究をされて、警報とか、警察、消防等との連携で対応していくというふうなことが答弁いただきました。5年前でしたっけ、大きな水害で西野のへん、庄原については、先ほどから言われているように、毎回のよう起こっておるわけでございますけれども、実際、先ほども申しましたように、今から工事を持ってということはやってもらわなきゃなりませんけれども、できるんかどうかという問題があるかというふうに思うんですね。

だから、それはやっていただくとして、その次の次善の策としては逃げるということになってくるかというふうに思うんですけども、今言われた警報、または警察、消防との連携で十分いくんかどうかですね。実際、水がついてくると。西野では修理工場が、機械が水がつかってしまったとか、そんなところが、床下浸水というようなところがあちこちで起こっているわけでございますけど、西野だけに限らずですね。

そういうふうなところで、逃げるということに対しても、そんな対策、こんなもん、もっとなつかるところ、大きな被害のあるところではそんなこと言うてられへんということになるんか知りませんが、小さな町で、そういう地域的なところも限定されている中で、手厚くということになってくるんか知りませんが、町として具体的にもう少し突っ込んで対応を取らなければならんのではないかと。それがうちの町のよいところの特徴なんだということを示す意味でも、その対策ですね、お聞かせいただきたい

と思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃議員おっしゃるとおり、やっぱり物理的にハードな面で川底をしゅんせつするというのはこれから当然していかんなんことなんですけれど、この台風シーズンには当然間に合わないということになりますと、当然、住民の方を避難させる、してもらおうということが最優先で、これ以上もこれ以下もないと思っております。

それで、上流のやはり水量というのが非常に、過去の被害からも、重要になるということは私どもも把握しておりますので、まず、少し水が増えてきた状態であったら、水防団の待機水位、水防団待機してくださいねっていうことを全町的にまず流しております。そして、氾濫注意水位というのも小川橋などにはついておるんですけど、これは大体4メートルぐらいで氾濫注意水位になります。それから、避難判断水位、小川橋で言えば4メートル50、ここに水位が上がってきますと、避難準備情報というのを周辺流域に流したり、あるいは全町的に流したりもします。この時点でもう既に職員が、今まで浸水した地域、当然、庄原であるとか、西野の蓑原橋であるとか、それから毛原下のオートキャンプ場の近くにも職員が実際に現地に行って目視もしております。

そういう状況の中で、水位計と、それから職員が複数で、橋のたもとであるとか、そういうところに行って、まだまだ増えているとか、増え方が激しいとか、少し下がってきたとか、いろんな情報をやり合ってる中で、小川橋が4メートル50を超えたり、妙見橋、これは円明寺ですけど、これが2メートルを超える、それから永宝橋、これは毛原なんですけど、これで3メートル10を超える、こうなってきますと、いよいよ氾濫の危険が迫ってきておりますんで、こういう状況の中では、消防本部とか海南警察署からも応援もいただいて、近く、水位が上がってきたら危ないので逃げてくださいねとか、そういうことも住民の方にはお伝えしておりますんで、これで全てが生命を守ることにつながるかといえ、そうではないかもしれませんが、私どもも職員一丸、一生懸命住民の命を守るためにやっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろと考えていただいておりますけども、基本的な、一番いいのは洪水の水位を上げさせないためにどうするんかということで、これについては、先ほども言っていますように、県のほうへも、また、あるいは町としても、何らか

問題点があるならば、言われるところのハードの事業として進めていただくと。

あと、しかし、もう一つは、やはりこの小さな町ですから、この小さな町であるが故のきめ細やかな施策ということがやはり大事かというふうに思います。今、課長さんもいろいろと御説明いただいたんですけども、十分に関係する住民の方々の生命や、それから財産をできるだけ守るための施策というのを取っていただきたいと思います。これについては、答弁できるならばしていただきたいんですけども、もうできなければ結構です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほどの桐山議員の御質問でもお答えをいたしました。河川の改修というのは非常に難しい。道路であれば局部改良でできるんですが、河川は局部改良しますと、また次の災害に当たる場所がまた新たに出てくるというふうな状況もありますので、そこらを見定めながらひとつ、できれば危険な区域、これを優先的に県に何とか対応できないかいつぱん要望してまいりたい。しかしながら、これは果たして県のほうで、それによって下流域が影響が出るかという、そうした懸念もありますので、そこらは十分協議しながら要望してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって美濃議員の一般質問が終わりました。

続いて、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） それでは、議長さんの許可を得まして、一般質問に移ります。

質問の1点目は、新型コロナ危機と公衆衛生の充実についてです。

新型コロナ危機の現状は、国内では感染の下降傾向が見えてきたとされますが、重症者数は依然多く、専門家は感染防止策を続けることが大切だと訴えています。徹底した補償と一体で、地域の業種を限定して休業要請を行うこと、感染震源地におけるPCR検査の抜本的な拡大を図ること、医療機関への損失補填も含め医療供給体制の強化に取り組むことなどが急務となっています。

世界ではなお感染が急速に拡大し、特に南北アメリカ、南アジア、アフリカでの感染拡大は極めて深刻な状態です。新型コロナ危機は世界でも日本でも社会の脆弱さを明る

みに出しました。全てを市場原理に委ね、あらゆる規制を取り払い、資本の目先の利潤を最大限に追求していく。社会保障をはじめとする公的なサービスを切り捨て、自己責任を押しつける。米国を震源地としながら、この40年余り、新自由主義が世界に蔓延しました。この新自由主義が社会全体をもろく弱いものにしてしまったことが、新型コロナパンデミックを通じて明らかになったと思います。

これまで多くの犠牲者を出している国は、先進国では、米国、イタリア、スペイン、フランス、イギリスなどです。その要因は国によって様々ですが、それぞれの国内からも新自由主義の破綻が指摘されています。中でも米国は感染者数、死者数ともに世界最悪の事態に陥っています。国民皆保険制度がないこと、貧富の格差、構造的な人種差別、そして政治指導者の誤りなど、様々な要因が重なったことが指摘されますが、根底にあるのは新自由主義による社会の脆弱化と言われます。1980年代以降は日本にも輸入された新自由主義の路線が社会のあらゆる分野からゆとりを奪い、脆弱にしてしまったことがコロナ危機を通じて痛感されています。

感染が急速に拡大した4月から5月、首都圏や近畿の大都市圏、北海道や北陸で病床が逼迫し、医療崩壊の瀬戸際という現場からの訴えが相次ぎました。深刻なことは、5月10日の時点で日本国内の感染者は約1万5,000人で、フランスやドイツの10分の1、イタリアやスペインの15分の1ほどだったにもかかわらず、医療崩壊の瀬戸際の危機的事態が生じたことです。日本のICU、集中治療室は人口10万人当たり僅か5床にすぎず、ドイツの6分の1、医療崩壊が起こったとされるイタリアの半分以下です。日本の医師数は人口1,000人当たり2.4人で、OECD加盟36か国中32位、OECDの平均から見ると14万人の医師が足りない水準にあります。さらに、公衆衛生では、感染症対策を最前線で担っている保健所が深刻な疲弊状態に陥りました。

今回のコロナ危機に際して、全国の保健所の職員は不眠不休の大奮闘をしています。朝から夕刻まで、PCR検査の相談、入院などのあっせん、検体の搬送などに忙殺され、夕刻から深夜にかけては感染者の追跡調査を行う過酷な職場の実態があります。これは、新自由主義によるリストラがこの分野にも及んだ結果でした。1990年代の地域保健法による業務効率化や2000年代の地方分権改革による国の責任後退の下で、全国の保健所数は1990年の850か所から2019年には472か所へと激減しました。第2波への対応を考えても、また世界的な感染症の多発という新しい状況の下で、保健所体制の抜本的強化は急務であると思います。

紀美野町の公衆衛生に携わっているのは保健福祉課で、中でも保健師が主な役割を担っています。本来、公衆衛生には緊急時のための余力、余裕が大事であり、新型コロナウイルス感染症拡大から住民の命と健康を守るためには、日常的なゆとりが大切だと思います。特に保健師など専門職の増員も含め、公衆衛生の充実について真剣な検討が必要ではないかと思われまます。町の考えをお聞かせください。

次は、高齢者のひとり暮らしについてです。

2019年度、令和元年度決算の主要施策の成果説明書によれば、集落支援員を3人雇用し、避難行動要支援者の家を戸別訪問し、健康状態や生活状況の確認、記録整備を行うことにより、支援が必要な高齢者等の見守りや緊急時に対応できる体制を確保しましたとなっています。2019年、令和元年対象高齢者は348人です。先日のこと、年配の御婦人から私も1人になりましたと声をかけられました。長い間看病してきた家族が亡くなられたとのこと。高齢化が進む過疎の町ではよく聞く話です。

誰もが独り暮らしになったときどう生きるかを考えてみたいと思います。身近な人に先立たれた悲しみを乗り越えるのは簡単なことではありません。周りがどんなに働きかけても、本人が何とかしようと思わない限り、立ち直ることはできません。ただ、残された者にとっても生活があるので、いつまでも塞ぎ込んで暮らすわけにもいきません。つらい、寂しいと嘆きながら生きるより、どこかで区切りをつけ、新しく始まった一人の生活をどう生きるのか、前向きに考えたいものです。

高齢者見守り事業は、支援が必要な高齢者などの見守りや、緊急時に対応できる体制を確保するための事業ですが、健康状態や生活状況の確認、記録の整備などに併せて、一日一日前向きに年を重ねることで豊かで安らかな人生を求めるためのアプローチなり、関わり、働きかけについて研究してみる考えはないか、お伺いします。

質問の3点目、降雨による土砂災害と紀美野町太陽光発電所についてです。

今年も降雨による自然災害が多く発生しています。今年の降雨災害は、7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨、令和2年7月豪雨で多くの被害がもたらされたので、その詳細を見てみたいと思います。

7月3日から14日にかけて梅雨前線が本州付近に停滞し、西と南から流入する大量の水蒸気が九州を中心に西日本から東日本にかけて集まりやすい状態が続いたため、広い範囲で大雨となりました。特に3日から8日にかけては九州で多数の線状降水帯が発生しました。鹿児島県薩摩地方、大隅地方で3日夜から4日朝にかけて、熊本県南部で

は4日未明から朝にかけて、局地的に猛烈な雨が降り、気象庁は4日4時50分に大雨特別警報を熊本県、鹿児島県に対して発表しました。このとき熊本県天草や球磨地方付近には幅約70キロメートル、長さ約280キロの大規模な線状降水帯が発生していました。

5日夕方から6日午前にかけては、鹿児島県薩摩地方、大隅地方で局地的に猛烈な雨が降り、鹿屋市など記録的な大雨となりました。

6日から8日にかけては、長崎県、佐賀県、福岡県筑後地方、大分県、熊本県北部で局地的に猛烈な雨が降り、気象庁は6日16時30分から7日11時40分まで、長崎県、佐賀県、福岡県に大雨特別警報を発表しました。九州北部では6日昼頃から複数の線状降水帯が形成されていました。8日に岐阜県や長野県でも非常に激しい雨が降り、8日6時30分に岐阜県、同日6時43分に長野県に大雨特別警報を発表しました。

26日から29日にかけては、梅雨前線が東北地方に停滞し、28日を中心に秋田県や山形県でも大雨となりました。

24時間雨量では、鹿児島県鹿屋市鹿屋が496ミリ、1977年の統計開始以降最大となっています。また、熊本県球磨郡湯前町湯前横谷でも489ミリ、熊本県水俣市水俣でも474ミリと、いずれも統計開始以降最大です。梅雨末期のこうした豪雨災害は、今後、全国のどこに起こっても不自然ではありません。

紀美野町太陽光発電所が建設予定されている山林は、専門家によれば、計画地の西側斜面及び北側斜面は急傾斜に加えて斜面変動が著しく、斜面崩壊が発生するおそれがある。現地地形では、斜面崩壊による土石流は谷にとどまっていたものが、造成による大規模な改変、地形の平坦化、樹木による抑止効果がなくなるため、造成地を流れ下ることが可能となり、檜河池や皿池まで達するおそれがあると警告しています。

そのような山林約36ヘクタールのうち、12.6ヘクタールを造成し、3万8,000枚余りものモジュールを敷き詰めて太陽光発電所を建設した場合、今年7月3日から7月31日にかけて熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨、令和2年7月豪雨のような大雨特別警報が発表される豪雨災害に見舞われれば、建設地の崩壊が起こる可能性は極めて高いと思われますが、町としての認識をお伺いします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君)

それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） 私のほうからは、田代議員の一つ目の御質問、新型コロナウイルス危機と公衆衛生の充実について、及び二つ目の御質問、高齢者のひとり暮らしについてお答えします。

まず、新型コロナウイルス危機と公衆衛生の充実についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症が流行している中、各保健所は、新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センターとして、住民からの相談、検査検体の運搬、入院先の医療機関の手配、感染者の健康観察等の業務を行っておりますので、感染者が多い地域によっては、限られた人数で体制が逼迫する状況となっており、体制づくりの強化を図っていると聞いております。

田代議員の御指摘のとおり、コロナ禍においても、住民の健康を支える身近な立場として町の保健師が公衆衛生の充実に重要な役割を担っております。保健師の増員については、令和元年度に1名の増員を行い、体制強化を図ったところでございますが、感染拡大を防止するため、あらゆる機会を捉え予防の啓発や防止策に努め、地域住民の安全と健康を守っていくため、今後も引き続き体制づくりの強化を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、二つ目の御質問、高齢者のひとり暮らしについてお答えします。

近年、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、新たなニーズや課題も出てきており、本町の主要課題として、第2次紀美野町長期総合計画において、基本方針「福祉の充実したまちづくり」の中で高齢者の福祉と介護の充実について明記し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取組を進めているところでございます。

その取組の一つとして、町では、高齢者や障害者の方で災害時の避難行動に配慮を要する方々のお宅を看護師資格のある地域見守り支援員が定期的に訪問を行い、健康状態、健康相談や福祉サービスの利用案内といった支援を行っております。

また、高齢者の生きがいをづくりとして、老人クラブや地域サロン、介護予防の自主活動への支援を行い、地域活動の充実を図っております。

また、町内には傾聴ボランティア「さわやか」という自主グループもあり、話し相手が欲しい高齢者から依頼があれば、定期的に自宅訪問したり、介護施設等への慰問も行っていると考えております。

今後も引き続き独り暮らしの高齢者の方々の訪問の際には、ニーズを聞き、把握に努め、地域活動の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、田代議員の3番目の、降雨による土砂災害と紀美野町太陽光発電所についての御質問にお答えします。

最初に、計画の進捗状況でございますが、県は、町長の意見、利害関係者意見に対する見解書の提出を事業者に対し求めていましたが、12月9日に提出された見解書に内容不明な点が多く、令和2年1月、再度事業者の見解を明らかにする詳細な説明資料を提出するよう通知しているところでございます。9月現在も未提出であることから、認定基準に適合するかどうかを判断するに至っていない状況であると聞いてございます。

御心配されています建設予定地につきましては、昨年7月、事業者が県に提出した太陽光発電事業計画の案の作成に係る協議事項対応報告書及び原案として、協議事項が県より送付されてきてございます。その内容によりますと、県は、パネル設置予定地には、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域、土砂災害特別警戒区域は含まれていないとしています。県は、区域外であっても、森林伐採や造成することにより、豪雨の場合に吸収されず、かしこ池に流れ込むことになるため、水害防止の観点から、各調整池で適切に洪水調整をすることや、強風によるパネルの飛散防止と反射問題に対する対策など、各項目について指摘してございます。また、利害関係者の意見としては、文献調査のみで現地調査を実施しておらず、各分野の基礎データの取得もしていないままで造成設計が行われていることなど、この事業計画に対して約530件もの意見が提出されています。

町といたしましても、この意見を重視するとともに、地域住民の皆さんが反対署名を知事に提出していることも承知してございますので、今後も県との情報連携に努め、事業者の動向を注視してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、降雨による土砂災害と紀美野町太陽光発電所についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 公衆衛生の問題ですが、紀美野町のような過疎地ではクラスターや感染爆発は起こりにくいと思います。ただ、高齢者の多い過疎地域、特に過疎地域のほうに行けば行くほど高齢化率が高くなっていますので、高齢者に感染が起これば重症化のリスクはかなり高くなると思われます。これはまだコロナウイルスによる、コロナにはインフルエンザのような治療薬はまだありません。それから、先ほどから言われてますように、予防接種のワクチンもまだ開発されてはいません。そして、重症化しても、近くにICUもなければ、ましてやECMOなどは持っている病院は近くには、ほとんどというか、全くありません。そういう対応ができる病院はないので、何が言いたいかという、感染させないという、公衆衛生の保健師など専門職の活動を重点的に強化して、感染のリスクから高齢者を守ることが大事だと思います。とにかく感染させたら駄目なんです。だから、そういうことで、そういう保健師やその他専門職が活動することで、活動を重点的に強化することで感染から高齢者を守ると。とにかく感染させないということが大事なことだと思います。

先ほどの答弁で、令和元年に保健師を1名増員したという。どれだけの保健師があればいいのかということはまだ分かりませんが、しかし、そういう立場から保健師など専門職の増員も含めた公衆衛生の充実が必要だと思われますので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の再質問にお答えします。

田代議員おっしゃるとおり、紀美野町は高齢者が多い町で、重症化になる確率が高くなると。そのための感染対策が徹底していかなければならないかなと考えております。そのため、町民感染防止のための周知であったり、防止策、それから、各事業所への感染対策の徹底をお願いしているところでございます。

あと、保健師については、現在、1名増の9名でございます。和歌山県内においても人口に対する保健師の数、もちろん面積、人口と同規模の町村と比較しても人数的に充実しているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 今、保健師が9名いて、人口当たりの保健師の数は県下でも多いほうだということだと答弁でした。であるなら、なおさらやっぱりそういう実際に公衆衛生活動の中で対象となる個人や家族への家庭訪問や健康相談、集団への検診や健康教育という、そういうことの充実を目指して、特に高齢者の感染を防ぐという、感染をさせないという、これさせてしまうと、私も高齢者ですけど、重症化の可能性がかなり高いんです。重症化すれば、近くにICUもありませんし、ECMOもありません。そんな病院へ、医大へ行けばあるのかどうか分かりませんが、そういうところへ搬送しなければならないということと、高齢者が重症化すればかなり危険な状態になります。

そういうところを理解して、やっぱり家庭訪問や健康相談などに実際に保健師の皆さんが、保健師だけでなく、それは看護師でもいいんですが、地域へ入って、常にそういう健康教育の充実を目指すために働きかけてほしいと。そのためにやっぱり公衆衛生の充実というのは町の課題としてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

町といたしましても、地域住民の健康を守っていくために、保健師が中心となって施策を進めていかなければならないと考えております。保健師も充実はさせてるところでございますが、見守り看護師であるとか、地域サロンで保健師が住民に対して直接講話をすとか、そのあたり、地域に出て保健師の活動もしておりますが、そのあたり、このコロナ禍においても感染対策を徹底してもらうように、再度そのあたりについて町民に対して説明して理解を得ながら事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 繰り返しますけど、コロナだけでは、将来どんな感染症が出てくるかも分かりません。今のように熱帯雨林を切り開いてということがあれば。ですから、保健師の皆さんも含めて、絶対にウイルスに暴露されないというか、ウイルスに接しないような指導をやっぱり、3密であったり、いろいろありますけど、そういう

ことを、ウイルスに触れても感染しないということではなしに、やっぱりウイルスに触れないような指導ということを徹底してほしいと思います。そのために、そういう働きかけが大切だと思うので、公衆衛生の充実を求めたいと思います。よろしく願います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 高齢者の方々に感染させないためにも、事業所であるとか関係機関と協力しながら対策を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 次は、独り暮らしの高齢者についての質問に切り替えます。

別にこれ、難しいことを求めているわけではないんです。せっかく訪問したんだから、一人での生活をどう生きるのか、共に考えるという働きかけをしていただければいいと思います。

独り暮らしの高齢者にとって何が大切なのか、生活評論家で独り暮らしの吉沢久子さんという方がいるんですが、この人が100歳で発行した「楽しく百歳、元気のコツ」という本があります。100歳で独り暮らしをしてるということで、この人がこの本の中で訴えてるのは、人間関係は財産であり、元気のもとですと。よい人間関係を持てれば独りでも寂しくないし、充実した楽しい暮らしになりますと述べ、個人的に訪問している独り暮らしの高齢者があるんですけど、何人かあるんですけど、こういう人で元気な人というのは必ずといっていいほど親しい友達があります。長電話をかけ合ったり、シルバーカーを押して訪ねたり、来てもらったりということがあります。

どんな働きかけをしたら対象者の思いにそうだよねと寄り添えるのか、そして、一緒に考えられるようになるのか、やっぱりスタッフの皆さんでそんなことも話し合っ、いろいろ意見交換をしたら面白いなと思うんで、その点のことについて答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質疑にお答えします。

議員おっしゃるとおり、高齢者の生きがいづくりであるとか仲間づくりというのはとても大切なことだと考えております。そのあたり、保健福祉課、町のほうでもそのあたり、看護師が訪問した際にはきちんとそのニーズを聞いて対応していけるように意識して支援してまいりたいと思いますし、その訪問した際に相談された内容については課内

できっちり協議して、どういう支援をしていったらいいかということ、地域課題も含めて検討し、施策に反映できたらと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 生きがいというか、そういうこともあろうと思います。これも吉沢久子さんの言葉で、今の一人の時間は夫や姑が今まで御苦労さんと手渡してくれた贈物なのだと書いてあるんです。そして、自由と孤独は紙一重だと。自分をどちら側に置くのかは自分自身にかかっていますと。大切な自分の時間は自分のためにできるだけ幸せに過ごしたいと述べています。この本、非常に読んでみると分かりやすいし、100歳の独り暮らしの人が書いた本なんで、実際のことが非常に分かりやすいです。そうなんだと納得しますので、一応こういう本を勉強してみるのもいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） ありがとうございます。その本とかを参考にさせてもらいながら進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） それでは、次は、太陽光発電所の問題ですが、先ほどの答弁の中で、急傾斜地ではないというふうな答弁があったと思うんですけども、県の見解で。だけど、地質の専門家に言わせると、計画地の西側斜面及び北側斜面は急傾斜に加えて斜面変動が著しく、斜面崩壊が発生するおそれがあるとしています。だから、私の認識では傾斜面ではないと。これ40度ぐらいの角度があるんじゃないかというふうに聞いてます。私の認識では緩い傾斜面ではないというふうに認識しています。

質問の趣旨というのは、あそこへ造った場合に、令和2年7月豪雨のような豪雨に、これ紀美野町で見舞われないという保証はないわけです。五十数年前には7.18水害という水害に見舞われて大変な被害が出てますので、だから、そういう豪雨が紀美野町には来ないという保証は絶対ないと思います。そういうものが来た場合に、あそこへ造ってどうなんかということを考える必要があると思います。

令和2年7月豪雨の72時間雨量ですが、鹿児島県の鹿屋市で754ミリと。それから、熊本県山鹿市で690ミリ。福岡県大牟田市というのは、こんなこと言うのとあれですけど、私のふるさとですけど、ここで688ミリ。熊本県球磨郡あさぎり町660ミ

り。長崎県長崎市長浦岳で593ミリと、非常に大変な雨が降ってます。だから、紀美野町でも先般来時間雨量50ミリ近い雨が降ったんですけど、そんなのと比べものにならないほど大量の雨です。

1953年の7.18水害降水量は、17日、18日の両日で高野山で452ミリとなってます。だから、それをはるかに超える雨が、龍神で550ミリ、真国で432ミリと記録されています。だから、そういう雨をはるかに超える雨が降って、だから、そういう大雨特別警報が発表されるような豪雨災害に見舞われれば、建設地の崩落が起こるのは目に見えていると私は思うんですが、その点の認識をお伺いします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

先ほど私のほうから、建設予定地につきましてはそうした地域には含まれていないということで御説明させていただいたのですが、先日来の和歌山県の和歌山土砂災害マップというのが公開されました。その中で、議員おっしゃるとおり、西側斜面については赤く示されてございます。Y o u T u b e等で御覧いただけるとと思います。

ただ、そうした場合、想定外の災害を現在起こっているということで議員御説明していただきましたが、県といたしましても、そういったことが想定されるのであれば、もう少しこういった対応をするようにということで事業所のほうには指摘してございます。また、それぞれの利害関係者の皆さんからの530通という意見の中にもそうした専門的な項目についての御指摘がございました。それを十分踏まえていただいて、現在、県としても事業所の再度の説明を資料提供するようにということで指摘しているところでございますので、その内容について出てきた時点で、再度審議会において諮っていただいて、専門的な見地から審査、判定をすることになりますので、私のほうからは、災害をどう想定するかということについては、専門的な見地で判定していただくのをお待ちしております。と思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 6月議会でも文献の参照をしましたが、建設が予定されている山林は頂部緩斜面縁辺には新規の崩壊跡が随所に認められると。岩盤地滑りを含む岩盤の緩みなど、斜面変動が著しいとあります。さらに、谷底には崩土や土石流堆積物が堆積し、大雨時には斜面崩壊、崩土の流出、土石流が頻繁に発生したことを示してお

り、大雨時に地滑りや岩盤の緩みは崩壊に至ると指摘しています。

言いたいのは、そんな危険な場所に盛土をしたり、いろいろ森林の伐採をしたりということで造ることがどうなのかと。そんな場所に、認識として、町はどんだけの権限があるかとか、そういうことではなしに、認識として、そういう場所に造っていくということは、やっぱりそんな危険な場所に造るべきではないかと違うかというふうに私は考えているんです。町はそれにどれだけの権限を持っているかとか、どういうあれをするとかいうことではなしに、そういう認識が必要ではないかというふうに思います。

今の集中豪雨とか線状降水帯に基づくそういう雨というのは、私たちがそれはこの町ではまだ経験してないと思う。近いのは五十何年前の7.18水害という、ただ、それを実際に経験した人がなかなか見当たらないので、そのときどうだったかということを知るのには難しいんですが、ただ、今までに私たちが経験した豪雨災害とは比べものにならないという、そういうことは言えると思いますので、そういうことも含めて、そういう認識をしっかり持つことが大事ではないかと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず、その前に、田代議員の令和元年12月の議会においての一般質問に対しまして、実は同年の、令和元年の12月のときには、県から町長宛てに意見照会がありまして、町としましては、計画書に対しまして、安全確保、そしてまた防災対策、そして景観といった、そうした項目を重視して、近隣住民に十分理解が得られるように親切かつ丁寧な説明を行い、また、町意見としてこれを提出しますということで提出をいたしております。これによって審議会のほうでは、これを採択するかどうかという、そこらの判定基準にもなってこようかと思えます。

できれば、町といたしましては、やはり今後皆さん方の、地元区長をはじめ住民の皆さんの御意見を真摯に受け止めながら、やはり町としての意見を出していきたい、そうした思いでありますので、ひとつ御理解を賜りたいなと思えます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって田代議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時05分）

---

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時27分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、4番、上柏皖亮君の一般質問を許可します。

（4番 上柏皖亮君 登壇）

○4番（上柏皖亮君） それでは、私から1点、みさと天文台を中心とした観光戦略についてお尋ねしたいと思います。

このたび思い切った予算をつけて老朽化したみさと天文台の大改修に着手し、現在その工事が行われているところであります。この工事が完成した暁には、多くの観望客が訪れてくれると期待しているところです。寺本町長には、先代から引き継ぎ、県内でただ1か所しかなく、全国的にも誇れるみさと天文台を後世に引き継ぐべき努力を日々行っていること、住民の一人として大変うれしく思っております。

そこで、この際もう少し予算を注ぎ込み、周辺の放棄山林を買い取り、しだれ桜や吉野桜等、そのほかの花木を植えて花の公園にして、観光客に昼間は花見で楽しんでいただき、夜は星空を見て、かじか荘で1泊して帰っていただくというように、みさと天文台を中心とした観光戦略に取り組み、地域の活性化につなげてはどうか。町としての今後の取組についてお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（4番 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、上柏君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 上柏議員のみさと天文台を中心とした観光戦略についてお答えさせていただきます。

みさと天文台は、平成7年7月7日にオープンし、オープン当時は105センチの望遠鏡は公開望遠鏡としては日本一の口径を誇っておりました。しかしながら、建設から25年が経過し、施設の老朽化によって、ドームスリットの開閉の不調や星の塔のベランダの劣化が見られたため、星の塔のドーム、ベランダの改修を含め、星の動物園の魅力アップをさらに行うため、一体的な環境整備を行っているものでございます。予算ベ

ースですが、総事業費は約5億4,000万、うち約2億円は国の地方創生拠点整備交付金を活用し、残り約3億3,000万は補正予算債の一般補助施設整備等事業債と合併特例債を併用し、実質の町負担額は総事業費の約4分の1、約1億5,000万となる見込みとなっております。

議員御提案の周辺整備でございますが、用地購入費用や今後のランニングコストなど、庁内各課が連携し総合的な検討が必要となります。星の動物園は、国吉地域にとどまらず、紀美野町全体の中でも中核をなす集客施設となるものと確信いたしております。様々な角度から様々な方策について今後引き続き検討を重ねてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

4番、上柏皖亮君。

○4番 (上柏皖亮君) ただいまの教育次長の答弁でもございましたが、せっかく町長が立派な天文台を改修していただく、これをそのままにして、観光客だけでは、なかなか観光客というのも限定されると思うんですけども、これを、人間となると、花見ということは大変どこ行っても人間の心が休まるということで、仮に例えば奈良の長谷寺なんか、ボタンだけでも年間何万人という集客力があるということで、私も度々狩猟等であそこへ行かせてもらうんですけども、観光地に平坦な土地、放棄山林がたくさんあると思うんです。そこに桜じゃなしに四季折々の花を植えて、観光客を呼ぶようにしてはどうかと思うんですけど、いかがなものでしょう。

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 上柏議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御提案いろいろありがとうございます。しかしながら、なかなか用地購入費であったりとか、今後のランニングコスト等を総合的に検討いたしまして、何がベターなのかというのを今後判断はさせていただきたいと思っております。

あと、近隣にもかじか荘とか毛原のオートキャンプ場、ふるいちキャンプ場をはじめ、地域資源もたくさんございます。そこら辺とできるだけタイアップしながら、みさと天

文台をより魅力アップできるような形で今後検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 4番、上柏皖亮君。

○4番（上柏皖亮君） ただいまの教育次長の前向きな御返答いただきましたけれども、これに付随するかじか荘も頑張っていたいただいて、将来的に山菜料理とか、かじかでなければ食べられんというような料理も、今も鹿の異常発生ということで、これも料理によっては大変町の人には喜んでいただけたらと思うんで、そういうこともいろいろ考えていただいて、今後、かじか一体として、また観光バスのツアーも組み入れていただけるような、そういう組織をつくっていただきたいと思いますが、それはいかがですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 上柏議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まずは、御提言をいただきましたみさと天文台は、和歌山県内唯一の天文台として先人が残してくれた紀美野町の大きな財産であります。昨年、一昨年に開催されました町観光協会主催によりますターパーティーにおきましては、近畿はもとより日本各地から前売り券を求め、また、当日も町内道路が渋滞した状況であり、多くの方々が当町においでいただきました。

紀美野町といたしましても、町の将来の展望に立ちまして、これを生かして子供たちに大きな夢を与えるとともに、当町の観光スポットの一つといたしまして、先ほど申されましたかじか荘、そしてまた町文化センターと連携を取りながら、紀美野町全体の波及効果と、そして活性化を図ってまいりたい、そのように考えておりますので、議員各位の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 4番、上柏皖亮君。

○4番（上柏皖亮君） それでは、ただいま町長の発言のとおり、これはなかなか早急にはいかんと思いますが、将来的に町長もそういうことを考えていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって上柏議員の一般質問が終わりました。

続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 質問させていただきます。

A、コロナ禍における個人経営者に対する支援金について。

バブルが弾け、経営改革を行っても経営不振で多くの個人経営者が廃業となり、役場近くの梨木地区でも廃業され、灯が消えてしまいました。町が支援金を出さなかったことが悔やまれます。今回、コロナにより、経営改革も行わないかじか荘の個人経営者に町から2,700万円の支援金を出すとのことですが、多くの個人経営者が経営不振で苦しんでいます。かじか荘と同じ個人経営者です。梨木地区のようにならないためにも、個人経営1事業者に100万円ぐらいの支援金を出さなければと思いますが、町長の御判断をお聞きします。なお、支援金については、苦しんでいる業者からの要請もありました。

B、天文台について。

有田川町の生石天文台や日高川町の川辺天文台の経営を続けるには大きな予算が必要で、住民の財産を使い、町の大きな損失になるため、廃業、休止としましたとのこと。なのに、紀美野町は天文台の工事費として約4億円が必要とのことで、議会で質問しますと、町発展のため、町活性化のため、議会の議決をいただき行っていますとの答弁でしたが、発案者は町長です。工事に約4億円を使つての町の発展や活性化とはどのようなことか、お聞きします。また、どのような採算の取れる試算をされたのか、お聞きします。

（8番 北道勝彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、北道君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） それでは、私からは、北道議員の御質問の1番目、コロナ禍における個人経営者に対する支援金についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大に対する事業者支援につきましては、国が主体となって、持続化給付金や雇用調整助成金、セーフティーネットのほか、様々な支援施策が講じられてございます。町としましても、議会で御承認をいただき、法人に20万円、個人事業者に10万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策協力給付金事業により、法人84件、個人事業主319件、農家144件、計547件の事業者に対し6,310万円の給付を行いました。各事業者からは、助かりますであったり、本当にありがたいとい

った御意見を頂戴してございます。

また、継続した経済対策が必要でございますので、商工会が販売する50%のプレミアム商品券事業、それから、観光協会が販売してございます半額で購入できるプレミアム付電子チケット事業に対し補助金を交付することにより、経済活性化のため施策を講じてございます。町内の各事業者は、これら国・県・町の支援制度を活用し、また、セーフティネット等による無金利・無保証による貸付けを受けることによって、この苦境を乗り越えられようとしてございます。

なお、公共施設である美里の湯かじか荘につきましては、指定管理者制度により施設の管理運営をしていただくため、議会の承認を得て指定しているものでございまして、管理に関する協定書には、不可抗力の発生に起因して指定管理者の運営が困難となった場合、その状況を確認した上で、合理性が認められる範囲で町が支援するとしてございます。

さて、北道議員御質問の、1経営者につき100万円ぐらいの支援金を出す必要があるのではないかと質問でございますが、試算いたしますと5億円から6億円ほどの財源が必要となり、町の財政規模では給付することは難しいものと考えてございます。

以上、コロナ禍における個人経営者に対する支援金についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 北道議員の二つ目の質問、天文台についてお答えさせていただきます。

先ほどの上柏議員へも答弁させていただきましたが、星の動物園環境整備事業では、実質の町負担額が4分の1で事業を実施しております。みさと天文台が町内外の人々の文化教養レベルの向上に貢献し、満天の星空に感動した人々の心の中に長く心の故郷として刻み込まれることにより、県下で唯一の貴重な紀美野町の資源としての価値が生まれ、将来の集客施設の拠点となり得ると考えております。

みさと天文台を目先の採算だけで捉えるのではなく、将来にわたり広く県内外の人々に興味と関心を持ってもらうことにより、交流人口の増加と、それに伴うメリットを十分に生かした観光とまちづくりを様々な方々のお知恵をいただきながら進めていくこと

が重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

○8番 (北道勝彦君) 答弁漏れや。さっきの。

○議長 (伊都堅仁君) 答弁漏れ。

○8番 (北道勝彦君) 休憩入れて。

○議長 (伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午後 1時46分)

---

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時48分)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 北道議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、発展、活性化という問題につきましては、町内外の人々の文化教養レベルの向上の貢献であったりとか、満天の星空に感動した人々の心の中に残るふるさととしての刻まれるような天文台であったりとか、県内で唯一の貴重な資源を活用して集客の施設となり得るというようなことを思って発展、活性化と考えております。

また、採算だけを捉えるのではなく、将来にわたる広く県内外の人に関心とか興味を持ってもらう、その交流人口を増やせるような、そういうふうな施設というのを目指してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○8番 (北道勝彦君) 試算したのかしてないのかということ。どのような採算の試算をしたのか。

○議長 (伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午後 1時49分)

---

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩に引き続き会議を開きます。

(午後 1時54分)

○8番 (北道勝彦君) もういいです。

○議長 (伊都堅仁君) 以上をもって北海道議員の一般質問が終わりました。

続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

(3番 藤井基彰君 登壇)

○3番 (藤井基彰君) それでは、私は1点質問させていただきます。通学時の交通安全についてお伺いします。

バス通学区域以外の小中学生は、徒歩、自転車通学、これは皆さん御存じのことと思います。それぞれの学校では生徒の通学路を把握しており、危険のないよう心がけていることと思います。

ところで、紀美野町では公共交通機関が少なくなり、通勤はほとんど車であることは御承知のとおりだと思います。例えば下佐々唐戸瀬橋の水道課から海南市に続く旧野上電鉄の線路であった国道370号線は、元線路ということもあって利便性もよく、走りやすいので、通勤の車が多く、また、脇道から合流してくる車もたくさんあります。同時に、通学路としても、朝7時過ぎから8時過ぎまでは野上小学校や野上中学校に向かう徒歩、自転車の生徒も多いことも知っておられることと思います。車道と分離された歩道は幅も広く、通学路としてとても重要な道路ですが、朝の通勤と登校時間が重なり、車の脇道からの合流や交差点、横断歩道での様子を見る保護者からは少し不安の声が聞こえます。

8月末にはくすのき公園の信号機のある交差点で、右折する車と横断中の小学生が接触する事故がありました。幸い大けがはないと聞いています。また、今年初めでしたか、野上小学校間近で車が車道と歩道を分離している縁石に乗り上げる事故がありました。これも登校時間でしたが、たしか雨が降っていたため、歩いている生徒が少ないのが幸いして、ただ、車で生徒を送っていた保護者や生徒は目撃してとても驚くと同時に、もし雨が降ってなくて子供が歩いていたら巻き込まれていたのかもしれないと心配していました。

恐らく登校時の交通安全については学校や保護者などから連絡で町としても聞いていることと思いますが、具体的に一つ二つ上げますと、動木南交差点では、通勤に急ぐと思われる北向きに左折、右折する車が多く、小学生、特に低学年の子供が横断歩道の青信号でも渡りづらい、また、下佐々地区では、くすのき公園の信号待ちを避けるために多くの車が脇道から合流して危ないと保護者から聞きます。

今回は370号線の交通安全について取り上げましたが、他の通学路でも安全への不安はあると思います。毎月1日、15日、交通安全の広報車が走り、また交通安全指導員の方が横断歩道などの見守りをしてっていますが、そんな中、人や車の流れはいろんな要因で変化します。

そこで、町として、まず1番目、現状の危険と思われる場所を認識しているのか。

2番目、危険と思われる場所に対してどのように対処しているのか。

3番目、定期的に情報を収集、また確認して、見直しをして生徒の安全を確保しているのか。

この3点お伺いします。よろしくお願ひします。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、藤井君の質問に対する当局の答弁を求めます。  
教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 藤井議員の児童生徒の通学時の交通安全確保についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、平成27年4月から、通学路の安全を確保するため、学校、海南警察署、海南工事事務所、町建設課など関係機関と協力体制を構築し、通学路の安全確保に具体的な対策を講じてきたところです。2年に一度、保護者から通学路の危険箇所や不安箇所を上げてもらい、さきの関係機関と合同で現地調査・点検を実施し、その対応策について協議を行っています。令和2年3月の点検では、保護者から上がってきた24か所について協議し、カーブミラー等の設置を当局に要望する、注意喚起の看板の取替えを行う、警察による交通安全教室で指導を行うなど、様々な対応策がまとめられました。なお、その結果を各学校長に説明するとともに、町のホームページへも掲載しております。また、児童生徒が絡む事故が発生すると、学校から連絡が入るため、状況を詳しく聞き取るとともに、今後の事故防止策について検討し、対策を講じています。

交通安全は、信号機等のハード、交通安全教育などのソフト両面での取組が非常に大切です。今後も関係機関と連携を図りながら、児童生徒が安全に登下校できるように取り組んでまいります。議員の皆様方におかれましても、町民みんなで子供たちを見守る意識の醸成に図れるよう、御協力をお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

3番、藤井基彰君。

○3番 (藤井基彰君) 答弁ありがとうございます。

まず1点確認なんですけども、2年に一度聞き取り調査をしてホームページ等に載せておられるというお話だったと思うんですけども、新入学時の子供さんもしくは父兄の方々にそういう書面、紙面か何かで、この付近は危ないから気をつけてくださいねとか、そういうものを配っておられるのでしょうか。

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 藤井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの点検内容につきましては、各校長先生に説明をした上で、それぞれ、例えば終業式であったりとか、各学級の担任のほうから生活指導等を兼ねてプリントの交付であったりとか、そういうふうな感じで注意喚起等を行って、児童生徒のほうへ伝達を行っているというような状況でございます。

○議長 (伊都堅仁君) 3番、藤井基彰君。

○3番 (藤井基彰君) 今のお話では、保護者の方へ何らかの形で、就学時のプリント等々で危険場所を保護者に通知が行っているという判断でよろしいですね。

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 就学時という限定したものではございません。

以上でございます。

○議長 (伊都堅仁君) 3番、藤井基彰君。

○3番 (藤井基彰君) いろんな対応されてきてることと思うんですけども、例えばどこか具体的に、どういうところがどういうことをして、どういう評価があった、こういう等々は、もし一つでもあればお教えいただけないでしょうか。よければ370

号かいわいが一番助かるんですけども、例えばどのようなことがあって、どのような評価をされたかというのはあるでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほど答弁させていただきましたが、町のホームページのほうで内容は詳しくは掲載はさせております。例えば野上小学校であれば、国道370号の関係でありますと、学校を出てすぐの龍光寺橋のあたりにおきましては、カーブミラーの設置ということで県当局のほうへ要望を行ったりとか、例えばマエダ薬局のカーブのあたりであれば、外側線の補修等を県のほうへ行っていただくような形で進めてまいっております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 基本的に生徒にとっては、自分が身を守るというのは、交通ルールを守る、これ以外に大きな方法はないのかと思います。逆に言えば、事故の大きな要因は、運転手の方がいかに交通ルールを守るか、そういうことだと思うんですけども、まず、そういう運転ルールを守らないで、何らかの事情で突っ込んでくる、もしくははげがをするというようなことを避けるために、よく仮にフェンスとか、緩衝のクッション材というんですか、こんな場合もあるとは思うんですけども、逆にもっとこちらのほうから運転ルールを守らなければならない、具体的にはスピードを落とさなければならない、一旦停止をしなければならない、そういうような、運転手にもっと積極的にそういう促すような方法というのも基本的には考えられないのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

行政当局はいろんな事業をするにも限界ございます。例えば交通の取締りであったりとかいうことで、警察の御協力を得ながら、例えば交差点付近で街頭警戒をお願いするとかいうような形で現在対応はしております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 先ほど御指摘されていたように、交通安全指導員の方が1日と15日立ってくださっています。おっしゃるように、そういう回数とか、今言われ

たように、パトロールカーが待機して、ある程度危ないですよ、止まりなさいという、ある程度予防的な方法を取ってくれる。もちろんそれも一つだと思うんですけども、基本的には生徒というのはどうしても、最初言ったみたいに、交通ルールを守る以外どうしようもないので、ハード面に関しては大変町としては難しいかと思うんですけども、今言ったソフト面、何とかもう少し積極的な何かというのはないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 例えば学校におきましては、交通安全教室というのを県警の交通安全指導を受けるような形で現在行っております。現在のところ、コロナ禍の関係上、なかなか学校のほうへは直接お越しはいただいておりますが、昨年度までであれば、県警の交通安全指導をお願いしているような状況でございます。例えば野上交番からも学校のほうへ来ていただいて、講話をしていただくとかというような形でも現在実施をしております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） すみません、結局、今のお話でしたら、本当に子供側がいろんなルールを守ると。そういう形に近いように思うんですけども、僕がこの質問するのかどうかとは別問題かも分かりませんが、今日は15日で、交通安全指導やってくれていましたけども、昨日も役場の方がくすのき公園の近くに立ってくれていたそうなので、子供さんが何ら会話をしながら学校へ行かれてる。そしたら、それ見送っていた親は安心したとおっしゃってました。結局、子供だけではどうしても危ないよ、不安があるよというのは親としてはどうしてもあるんですね。1日、15日はもちろんある程度そういうような面では安全ですけども、じゃあ残りはどうなってるかという。

あと、運転手というのは確率的に1,000台に1台、1万台に1台が危ない運転をするって、そういう相対的な、1%、0.1%とか、そんなんじゃないかと、要するに絶対数の1台があれば、その1台が子供をけがをさせる。こういう可能性がありますので、その絶対数をいかに減らすか、そういう形では、もう少し積極的な方法というのはないでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 例えば町の防災行政無線のほうで教育委員会からのお知らせでございますが、明日は声かけ運動の日ですということで、できるだけ多くの町

民の方に御協力いただきながら、交通意識の向上というのを現在図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 何度も言うように、やっぱり運転手の方に何とかして気をつけてもらう、これが本当の交通安全につながるのではないかと。子供側では限界があるのかなと思うんですけども、最終的には交通ルールを守って、運転手の歩行者への配慮、これが徹底されるまで何とか続けていかなければならないと思うんですけども、御存じのように、いつでしたか、滋賀県の大津市で、歩道で待っておられる子供さんに右折車と直進車が接触して、それがはずみで飛び込んで亡くなった事故、また、京都府亀岡市では、朝、登校中の子供さんや父兄に、たしか後ろからでしたっけね、車が突っ込んだという、こういう事故があります。

多分危ないであろうと思わないようなところでもそういう事故が起きてるとというのが現実の中で、現在、紀美野町では危ないなというところがやっぱりさっき24か所、もちろん変化をしてるんだらうと思うんですけども、今は起きてなくてもいずれは起きる可能性が高い、余計可能性が高いと判断される場所について、危険を回避、また排除するというのは当然必要かと思うんですけども、町といたしまして、これからはどのような安全に対して対応されるつもりか、もしよろしかったら町長のほうからよろしく願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今の件なんですけども、要するに運転手のマナーの問題が一つあるんで、その運転手のマナーにつきましては、関係教育機関ということで、海南警察も入ってもらってます。もちろん海南警察は児童生徒に対する交通安全指導というのを年に1回やってるんですけども、そこで来ていただくのと、同時に、やっぱり子供たちにとって非常に危険な場所というのかな、そういうのも認識していただいでるんで、そこを重点的にパトロールしたり、あるいは立っていただいたりということもやっていただいでます。それから、我々の中でも青パトといって、交通安全のときにいつも回らせてもらってるんですけども、それで危険なところを見ながら呼びかけていくと、そういったことをやっているわけです。運転手のマナーにつきましては、警察との連携によるところが大きいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって藤井議員の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

◎日程第 2 議案第 7 2 号 令和元年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 3 議案第 7 3 号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 4 議案第 7 4 号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 5 議案第 7 5 号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第 7 6 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第 7 7 号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 7 8 号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 7 9 号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 10 議案第 8 0 号 令和元年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2、議案第 7 2 号、令和元年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 10、議案第 8 0 号、令和元年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 9 議案を一括議題とします。

9 月 8 日に説明が終わっていますので、これから議案第 7 2 号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第 7 2 号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第 7 3 号、議案第 7 4 号及び議案第 7 5 号に対し、一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第 7 3 号、議案第 7 4 号及び議案第 7 5 号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第76号に対し質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これでは議案第76号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第77号に対し質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これでは議案第77号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第78号に対し質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これでは議案第78号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第79号及び議案第80号に対し、一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これでは議案第79号及び議案第80号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第72号から議案第80号については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号から議案第80号については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び監査委員を除く全議員を指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、議長及び監査委員を除く全議員を選任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日16日から17日までの2日間を休会とし、18日午前9時から会議を開きたい  
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長(伊都堅仁君) 本日はこれをもって散会します。

(午後 2時17分)